

プレハブ建物等賃貸借契約書(案)

都市計画道路吉行飯田線街路改良事業に係る埋蔵文化財発掘調査に必要なプレハブ建物等について、
公益財団法人広島県教育事業団理事長を甲とし、
乙として、甲及び乙は次のとおり
プレハブ建物等賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 本契約は、乙が、甲に対して、狐川1号遺跡発掘調査に係るプレハブ建物等（以下「貸付物件」という）を貸し付け、甲は、これを借り受けることとし、その内容と方法について規定する。

(契約内容)

第2条 本契約の内容は次のとおりとする。

(1) 契約名称

狐川1号遺跡発掘調査に係るプレハブ建物等賃貸借契約

(2) 設置場所

東広島市西条町寺家

(3) 賃貸借物件

プレハブ建物等、仮設トイレ及び備品類

（詳細は別紙2のとおり）

(4) 賃貸借期間

平成25年10月7日から 平成26年1月10日まで（96日間）

(契約保証金)

第3条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(引渡期限)

第4条 乙は、本貸付物件を平成25年10月7日までに引き渡すものとする。

(賃借料)

第5条 本貸付物件の賃借料は、総額 円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(賃借料の支払等)

第6条 乙は、賃貸借期間が終了し、プレハブ建物等の解体撤去作業等が完了した後に、賃貸借料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けた場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から30日以内に賃借料を乙に一括で支払うものとする。

(保険)

第7条 乙は、貸付物件の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(契約の変更)

第8条 貸付物件の契約時の使用期間と内容に変更があるときは、甲と乙が協議して定め、契約変更を行うこととする。ただし、協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の契約変更において、契約額の変更が必要となった場合は、別紙2の算出式によるものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず賃貸借期間が7日間以下の延長若しくは短縮した場合については、落札金額の変更は行わないこととする。

（関係法令の遵守）

第9条 乙は、本契約の実施にあたり、プレハブ建物等運搬、組立設置及び解体撤去、電気設備工事等の関係法令・規則を遵守し、業務場所の安全管理、事故防止、労働環境整備、保安対策や、公害・火災・災害の防止に努めなければならない。

2 本契約の実施のため、関係法令に基づく手続きが必要な場合は、乙が遗漏なく行うものとする。

3 第1項及び第2項の措置は、乙の責任と費用負担によることとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第10条 本契約に係る重要な指示及び協議は、書面によることとする。ただし、設置場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

（権利譲渡等）

第11条 甲又は乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させはならない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（契約の解除）

第13条 甲又は乙は、正当な理由がある場合には、30日前までに相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

（貸付物件の返還）

第14条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

（損害賠償）

第15条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（善良な管理者としての義務）

第16条 甲は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件を管理しなければならない。

（疑義の解決）

第17条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成25年 月 日

甲 住所 広島市西区観音新町二丁目11番124号

名前 公益財団法人広島県教育事業団
理事長 大原 節雄

乙 住所

名前